

令和 7 年度版

里親委託費ハンドブック

群馬県中央児童相談所

群馬県北部児童相談所

群馬県西部児童相談所

群馬県東部児童相談所

里親委託費 一覧表

委託費の種類	内 容	区分等	支給の 頻度	乳児	幼稚園児	小学生	中学生	高校生	特別支援学校 高等部
①受託支度金	新たに受託した際必要な経費	児童一人当たり	1回限り	○	○	○	○	○	○
②委託手当	児童に係る諸経費	養育里親 専門里親	毎月	◎	◎	◎	◎	◎	◎
③一般生活費	児童の食費や日常生活に必要な経常的諸経費	乳児分 一般分	毎月	◎	◎	◎	◎	◎	◎
④幼稚園費	幼稚園等の就園に必要な入学金、保育料、制服等の経費	幼稚園児	請求月		○				
⑤学習指導費	副教材の準備及び講師による指導等により学習指導を行う経費 副教材の準備や講師による学習指導費	小学生 中学生	毎月			◎	◎		
⑥教育費	児童に係る学用品費	小学生 中学生 特別支援学校高等部	毎月			◎	◎		◎
⑦教材費	教科書に準ずる正規の教材として学校長が指定するものの経費	小学生 中学生 特別支援学校高等部	請求月			○	○		○
⑧通学交通費	通学に公共交通機関を利用する必要がある場合の定期乗車券購入費。 公共交通機関がない場合に限り、通学に必要な自転車購入代及び駐輪場賃貸費用も支給。	小学生 中学生 特別支援学校高等部	請求月			○	○		○
⑨部活動費	部活動に必要な道具代、遠征費等	中学生 特別支援学校高等部	請求月				○		○
⑩学習塾費	学習塾に必要な授業料(月謝)、講習会費等	中学生	請求月				○		
⑪特別補習費	集団学習に馴染むことが困難である場合に、家庭教師等により個別学習支援をするための費用	中学生 高校生	請求月				○	○	
⑫学校給食費	学校給食に必要な経費	小学生 中学生 特別支援学校高等部	請求月			○	○		○
⑬見学旅行費	最終学年に実施される修学旅行の参加費。最終学年以前に繰上げ実施される場合も対象。	小学6年生 中学3年生 高等学校 特別支援学校高等部	1回限り 1回限り 1回限り			○ ○			○ ○
⑭夏季等特別行事費	児童・生徒の全員を参加させて行う夏季等の臨海・林間学校、スキー・スケート教室、社会科見学等の行事に参加する際に必要な交通費	小学生 中学生	請求月			○	○		
⑮入学支度費	入学に際し必要な学用品等の購入費	小学1年生 中学1年生 特別支援学校高等部1年生	入学月			○ ○			○
⑯特別育成費	授業料、クラブ費、教科書代、学用品費、通学費など	公立 私立	請求月 請求月					○ ○	
⑰特別育成費	入学支度金 入学に際し必要な学用品等の購入費	高校入学時	入学月					○	
⑱特別育成費	通学交通費 通学に公共交通機関を利用する必要がある場合の定期乗車券購入費等	高校生	請求月					○	
⑲特別育成費	大学等受験費 大学等受験にかかる経費	高校生	請求月					○	
⑳資格取得等特別加算費	就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等の受講費	高校生 特別支援学校高等部	1回限り					○	○
㉑補習費	学習塾等を利用した場合の経費	高校生	請求月					○	
㉒期末一時扶助費	年末における被服費等の購入費	児童一人当たり	12月のみ	◎	◎	◎	◎	◎	◎
㉓就職支度費 (特別基準)	児童が就職するために必要な寝具、被服類等を購入費 保護者が不在など、経済的援助が見込まれない児童の委託解除後の住居費及び生活費等	委託解除が 決定した児童 一人当たり	1回限り				○	○	○
㉔大学進学等 自立生活支度費 (特別基準)	児童が大学等へ進学するために必要な学用品及び参考図書類等の購入費 保護者が不在など、経済的援助が見込まれない児童の委託解除後の住居費及び生活費等	委託解除が 決定した児童 一人当たり	1回限り					○	○
㉕職業補導費	義務教育を終了後、公共職業訓練施設等の職業補導機関に通うための交通費及び教科書代等	義務教育 終了児童	請求月					○	○
㉖冷暖房費	児童の冷暖房費	児童一人当たり	毎月	◎	◎	◎	◎	◎	◎
㉗児童通院費	障害等で定期的な通院が必要な場合、通院に係る交通費	該当者	請求月	該当児童					
㉘予防接種費	ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎(ポリオ)、麻しん(はしか)、風しん、日本脳炎、破傷風、結核、Hib感染症、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症(子宮頸がん予防)、水痘、B型肝炎、ロタウイルス、破傷風トキソイド、流行性耳下腺炎、RSウイルス	該当者	請求月	該当児童					
㉙防災対策費	防災教育、避難訓練の実施及び防災用具の購入にかかる経費	年度1回限り	3月のみ	該当児童					
㉚葬祭費	児童が死亡した場合の葬祭のために必要な経費	該当者	請求月	該当児童					
㉛視力矯正費	眼鏡やコンタクトレンズの購入にかかる経費	該当者	請求月	該当児童					

○申請必要 ◎申請不要

目 次

里親委託児童に係る経費の請求方法について	1
1 里親委託費	1
(1) 里親委託費の概要	1
(2) 里親委託費の請求方法	1
(3) 里親委託費の支払方法	2
(4) 里親委託費の支給額	2
(5) 里親委託費 各費目の内容・添付書類	2
① 受託支度金	2
② 委託手当	3
③ 一般生活費	3
④ 幼稚園費・保育所費	3
⑤ 学習指導費	4
⑥ 教育費	4
⑦ 教材費	5
⑧ 通学交通費	6
⑨ 部活動費	7
⑩ 学習塾費	7
⑪ 特別補習費	8
⑫ 学校給食費	8
⑬ 見学旅行費	8
⑭ 夏季等特別行事費	9
⑮ 入学支度金	9
⑯ 特別育成費	9
⑰ 特別育成費 入学支度金	10
⑱ 特別育成費 通学交通費	10
⑲ 特別育成費 大学等受験費	11
⑳ 資格取得等特別加算費	11
㉑ 補習費	11
㉒ 期末一時扶助費	12
㉓ 就職支度費	12
㉔ 大学進学等自立生活支度費	12
㉕ 職業補導費	13
㉖ 冷暖房費	13
㉗ 里親委託児童通院費	13
㉘ 予防接種費	14
㉙ 防災対策費	14
㉚ 葬祭費	15
㉛ 視力矯正費	15
～児童相談所から里親への委託費支給の流れ～	16

2	療養費・・・・・・・・・・・・・・・・	17
(1)	療養費の概要・・・・・・・・	17
(2)	療養費の請求方法・・・・・・・・	17
(3)	療養費の支払方法・・・・・・・・	17
(4)	療養費の内容・提出書類・・・・・・・・	17
①	補聴器等補装具の購入・・・・・・・・	17
②	予防接種費・・・・・・・・	18
③	乳児健診代金・・・・・・・・	18
	～児童相談所から里親への療養費支給までの流れ～	19
3	里親の一時的な休息のための援助（レスパイト・ケア）経費	20
(1)	レスパイト・ケア経費の概要	20
(2)	レスパイト・ケア経費の請求方法	20
(3)	レスパイト・ケア経費の支払方法	20
	～児童相談所から里親へのレスパイト経費支給までの流れ～	21
	巻末資料	22
1	委託費	23
	児童保護措置費単価表（里親）	24
	別紙様式1 里親委託費請求書	26
	別紙様式2 ○月分委託費内訳	27
	1号様式 幼稚園等在園及び費用納入証明書	28
	1号の2様式 幼稚園等制服等購入一覧表	30
	2号様式 教材代支弁のための証明書	31
	3号様式 通学・職業訓練のための交通機関利用認定書	32
	4号様式 部活動費納入証明書	33
	4号の2様式 道具類購入一覧表	34
	5号様式 学習塾費納入証明書	35
	5号の2様式 学習塾費一覧表	36
	5号の3様式 個別学習支援利用証明書	37
	6号様式 在学及び学校給食費に係る証明書	38
	7号様式 修学旅行・キャンプ等参加証明書	39
	8号の1様式 特別育成費支弁のための証明書	40
	8号の2様式 特別育成費支弁のための証明書	41
	8号の3様式 特別育成費（入学時特別加算費）支弁のための証明書	42
	8号の4様式 特別育成費（交通実費）支弁のための証明書	43
	8号の5様式 特別育成費（大学等受験費）支弁のための証明書	44
	9号様式 予防接種費支弁のための証明書	45
	10号の1様式 防災対策費購入予定一覧表	46
	10号の2様式 防災対策費購入実績一覧表	47
	11号様式 防災計画書	48
	12号様式 在学証明書	49
	13号様式 視力矯正費	50
	委託費Q&A	51

2	療養費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	55
	様式第8号 施設入所児に係る療養費支給請求書・・・・・・・・	56
	療養費Q&A・・・・・・・・・・・・・・・・	57
3	レスパイト・ケア経費・・・・・・・・・・・・・・・・	58
	里親の一時的な休息のための援助の実施要領・・・・・・・・	59
	別記様式第1号 里親の一時的な休息のための援助(レスパイト・ケア)申請書・・・・	60
	別紙 児童の状況及び留意事項・・・・・・・・	61
	別記様式第2号 里親の一時的な休息のための援助(レスパイト・ケア)決定通知書・・	62
	別記様式第3号 委託児童観察記録・・・・・・・・	63
	別記様式第4号 里親の一時的な休息のための援助実施請求書・・・・	64
	レスパイト・ケアQ&A・・・・・・・・	65

里親委託児童に係る経費の請求方法について

1 里親委託費

(1) 里親委託費の概要

- ・ 里親委託費とは、児童福祉法第27条1項3号の規定による措置に伴う経費であり、里親が行う養育に関する最低基準を維持するために要する必要な経費です。
- ・ 国の見直し等により、対象となる経費の内容や支給額の改定が行われます。

(2) 里親委託費の請求方法

① 必要書類の提出

- ・ 児童相談所から「**里親委託費請求書（別紙様式1）**」「**〇月分委託費内訳（別紙様式2）**」を該当月の月末に送付します。

別紙様式2の内容を確認後、別紙様式1に「合計請求額」、「委託児童氏名」、「委託児童生年月日」、「里親区分」、「請求年月日」、「里親住所」、「里親氏名」、さらに振込口座の情報（各年度における最初の請求時のみ記載します。以降においては、振込口座に変更があった場合にのみ、口座情報を記載してください。）を記入・押印し、翌月10日までに児童相談所へ提出してください。

実費請求等するものがあれば、必要な認定書・証明書・領収証書等を毎月10日までに提出してください。児童相談所で内容を確認し、翌月分の別紙様式2に算入します。

また、委託児童が委託解除になった場合でも、解除月分の支払いに関する別紙様式1並びに別紙様式2が送付されますので、必ず別紙様式1を返送してください。

- ・ 各費目の請求様式は、巻末に掲載しています。該当ページをコピーして使用してください。

また、請求書のほかに、添付書類や証明が必要なものがあります。添付書類や証明は写しを提出してください。なお、添付書類等に不足がありますと、支払うことができませんのでご注意ください。

- ・ 修正液、修正テープ、消すことのできるボールペンは使用しないでください。
- ・ 学校長、幼稚園長、学習塾長により証明された証明書を、里親の訂正印で訂正しないでください。
- ・ 里親委託費に関する領収証書は、すべて保管しておいてください。

② 書類提出時期

- ・ 原則として、費用を負担した翌月10日までに必要書類を提出してください。
- ・ 県では会計年度をまたがった支払いはできません。3月末日までに負担した費用については4月10日までに必ず請求書を提出してください。

③ 書類提出先

- ・ 里親を管轄する児童相談所へご提出ください。
- ・ 高崎市の児童を受託している里親は、高崎市児童相談所が里親委託費の担当であるため、高崎市児童相談所へお問い合わせください。

<参考> 令和7年10月1日以降の里親委託費の取扱い

請求書の提出先		児童の住所地	
		県（高崎市外）	高崎市
里親登録	県（高崎市外）	里親の管轄児童相談所	高崎市児童相談所
	高崎市	児童の措置元の児童相談所	高崎市児童相談所

（３）里親委託費の支払方法

- ・ 費用負担の対象となった月の翌月20日頃までに、口座振込で支払います。
例）6月分→7月20日に支払います。

（４）里親委託費の支給額

- ・ 里親措置費額については、巻末資料「児童保護措置費単価表（里親）」のとおりです。
- ・ 「委託日数」は委託が開始された日は1日として日数に含めますが、解除になった日は、日数に含めません。
- ・ 国の見直しにより、「児童保護措置費単価表（里親）」に改定があった場合、令和7年4月1日から令和7年9月30日分については、里親を管轄する児童相談所が差額支給し、令和7年10月1日以降は、上記〈参考〉令和7年10月1日以降の里親委託費の取扱い—請求書の提出先に該当する児童相談所が差額支給します。

（５）里親委託費 各費目の内容・添付書類

① 受託支度費	実費（上限あり）
---------	----------

【対象】

新たに里親委託した児童

【経費の使途】

里親が児童を受託する際の支度費

【提出書類】

領収書（写）

【備考】

委託に向けた手続き（マッチング等を含む）を開始した日から委託後1ヶ月までの期間にお

いて、児童の養育のために必要とされた物品等の購入費用として、領収証等により確認することができた額を支払います。

② 委託手当	定額
--------	----

【対象】

里親委託児童（親族里親及び特別養子縁組里親は対象となりません。）

【経費の使途】

委託児童に係る諸経費

【提出書類】

不要

【備考】

- ・ 委託している月に毎月支給します。
- ・ 専門里親として受託した場合は、専門里親手当額が適用されます。
- ・ 身体障害者手帳・療育手帳を有する児童に加算がありますので、お知らせください。

③ 一般生活費	定額
---------	----

【対象】

里親委託児童

【経費の使途】

委託児童の食費や日常生活に必要な経常的諸経費

【提出書類】

不要

【備考】

- ・ 委託している月に毎月支給します。
- ・ 各月初日以外の日に委託開始、解除又は委託停止、停止解除の措置があった場合、日割りにより支給します。

④ 幼稚園費・保育所費	実費
-------------	----

【対象】

幼稚園に就園している児童

子ども・子育て支援法第19条第1項第1～3号の認定を受けた児童

施設等利用給付の対象となる認可外保育施設に就園する児童

【経費の使途】

児童の幼稚園等就園に必要な経費

<例>

夏トレシャツ上	出席ノート・シール
夏トレパンツ下	保護者会費
冬トレーニング上	粘土板
冬トレーニング下	粘土ケース
制服	粘土
水筒代	粘土ヘラ
コップ袋	はさみ
プラスチックコップ	のり
お箸セット	名札
私服着替えバッグ	自由画帳
バス負担金	検温チェック表カバー
給食費	体育帽子
P T A 会費	色鉛筆
絵本代	クレパス
安全会費	

【添付書類】

- ・ 幼稚園等在園及び費用納入証明書（１号様式）
- ・ 幼稚園等制服等購入一覧表（１号の２様式）、領収書（写）等

【備考】

- ・ 幼稚園等の就園に必要な入学金、P T A 会費、制服代、給食費等が対象となります。（寄付金は対象とはなりません。）
- ・ 延長保育料（幼稚園及び１号認定の教育時間以外）は、支給対象外となります。
- ・ 各自治体で幼稚園就園奨励費の補助又は施設等利用給付費の支給がある場合には、当該額を控除した額となります。

⑤ 学習指導費	定額
---------	----

【対象】

小学生、中学生

【経費の使途】

副教材の準備や講師による学習指導費

【提出書類】

不要

【備考】

在学している月に毎月支給します。

⑥ 教育費	定額
-------	----

【対象】

小学生、中学生、特別支援学校の高等部に在学している児童

【経費の使途】

児童の義務教育等に必要な学用品等の経費

<例>

鉛筆	消しゴム
罫線や枠だけのノート	筆入れ
定規	赤青鉛筆
シャーペン（替え芯を含む）	サインペン
ボールペン	下敷き
修正液（テープ）	レポート用紙
ルーズリーフ	蛍光ペン
携帯用鉛筆削り	原稿用紙・方眼用紙等
はさみ	のり
セロテープ	ホチキス（針を含む）
ファイル	輪ゴム
クリップ	ゴム印（児童氏名等）
クリアファイル等の文房具類	鞆
手提げ袋	傘
防犯ブザー等の通学用品	遠足の費用
校外学習の費用	実習等の費用
連絡帳	自由帳
P T A 会費	保険・共済費
卒業アルバム製作費	清掃用の雑巾
防災頭巾	各教科以外のために使用する費用
合唱会・運動会等の行事の費用等	ノート
スケッチブック	バインダー
学校納付金	通学用品
歯ブラシ、給食用エプロン・箸（給食袋・箸入れ等付属品含む）	
クラブ活動（必修のもの。部活動は必修でない。）の費用	
自由研究や読書感想文等の長期休業中の課題用の費用	

【添付書類】

不要

【備考】

- ・ 在学している月に毎月支給します。
- ・ 筆記用具、文房具、通学用品、遠足などの実験学習見学費、学校納付金、学校の保険加入代等が対象です。

⑦ 教材費	実費
-------	----

【対象】

小学生、中学生、特別支援学校高等部に在学している児童

【経費の使途】

教科書に準ずる正規の教材として学校長が指定するものの購入に必要な経費

各教科の副読本・ドリル・ワークブック・問題集・資料集・辞書等の学校指定の副教材が対象です。各教科で使用する学校指定の道具類及びその付属品も対象です。

<例>

教科	該当する教材費
音楽	鍵盤ハーモニカ・リコーダー
教科	該当する教材費
図画工作・美術	絵具セット・粘土・彫刻刀
家庭科	裁縫セット・調理実習用の食材
体育	体育着・体育館シューズ・水着・水泳帽
算数・数学	三角定規・コンパス・そろばん
書写・書道	習字セット・半紙

【添付書類】

教材代支弁のための証明書（２号様式）

【備考】

<実費支弁されない費用>

- 「⑥教育費」に含まれるもの
- 「⑧通学交通費」に含まれるもの
- 「⑨部活動費」に含まれるもの
- 「⑪学校給食費」に含まれるもの
- 「⑫見学旅行費」に含まれるもの
- 「⑬夏季等特別行事費」に含まれるもの
- 「⑭入学支度金」に含まれるもの

⑧ 通学交通費	実費
---------	----

【対象】

小学生、中学生、特別支援学校高等部に在学している児童

【経費の使途】

最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の普通旅客運賃の定期乗車券、回数券の実費、自転車の購入費、駐輪場賃貸借費用など

【添付書類】

通学・職業訓練のための交通機関利用認定書（３号様式）、領収書（写）、賃貸借契約書（写）

【備考】

- ・ 定期乗車券、通学用の自転車、ヘルメット、自転車修理代等が対象です。
- ・ 自転車の購入については、要綱で「最も経済的な通常の経路及び方法」とされているた

め基本的にはシティサイクルの利用を推奨するが、通学経路（例：坂道）や利用する児童の事情（身体虚弱）により電動自転車等の購入が妥当かつ一般的等の正当性がある場合、全額実費支弁します。購入する前に児童相談所に御相談ください。

⑨ 部活動費	実費
--------	----

【対象】

中学生、特別支援学校高等部に在学している児童

【経費の使途】

学校の部活動に必要な道具代、遠征費等

【添付書類】

- ・ 部活動費納入証明書（４号様式）
- ・ 道具類購入一覧表（４号の２様式）、領収書（写）、部活動で使用することを証明する学校の文書等

【備考】

部活動で使用する揃いのジャージ、スポーツ用品、道具、遠征費等が対象です。

- 少年団等学校活動以外に要する経費は対象外です。
- 著しく高額な道具等を購入する場合、購入する前に児童相談所に御相談ください。場合によっては、支弁できない場合があります。

⑩ 学習塾費	実費
--------	----

【対象】

中学生のうち学習塾に通っている児童

【経費の使途】

学習塾へ通うために支出した経費（限度額は撤廃されました。）

<例>

入会金	授業料（月謝）
講習会費	教材費
模擬テスト代	公共交通機関を利用した場合の交通費

【添付書類】

- ・ 学習塾費一覧表（５号様式）
- ・ 学習塾費一覧表（５号の２様式）、領収書（写）等

【備考】

<実費支弁されない費用>

- 家庭教師への月謝、施設の中での学習塾に使用する学習机、いす等の物品購入費に支出した経費は対象外です。

- ピアノ、そろばん、舞踊、スイミングスクール、武道、習字、外国語会話等の習い事は教育費に該当します。

⑪ 特別補習費	実費
---------	----

【対象】

中学生、高等学校（定時制・通信制含む）、高等専門学校（入学時より３年まで）、専修学校（高等課程に限る）及び各種学校に在籍している児童

【経費の使途】

特別な配慮を必要とする児童が個別学習支援を受けた場合にかかる経費

【添付書類】

個別学習支援利用証明書（５号の３様式）

【備考】

- ・ 集団生活に馴染むことが困難であると考えられる児童が対象です。
- ・ 措置費の対象となる個別学習支援に該当するか事前に児童相談所に御相談ください。

⑫ 学校給食費	実費
---------	----

【対象】

小学生、中学生、特別支援学校高等部に在学している児童

【経費の使途】

児童の学校給食費として徴収される経費

【添付書類】

在学及び学校給食費に係る証明書（６号様式）

毎年５月１０日までに提出してください。

⑬ 見学旅行費	定額
---------	----

【対象】

小学校第６学年児童、中学校第３学年児童、高等学校（定時制・通信制含む）・高等専門学校（入学時より３年まで）・専修学校（高等課程に限る）・各種学校の第３学年、特別支援学校高等部に在学している児童

【経費の使途】

児童の修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費等

【添付書類】

修学旅行・キャンプ等参加証明書（７号様式）

【備考】

別学年で実施される場合も対象となりますが、児童一人につき１回限りの支給となります。

- 遠足代（教育費）、林間・臨海学校（夏季等特別行事費）は対象外です。

⑭ 夏季等特別行事費	定額
------------	----

【対象】

小学生、中学生

【経費の使途】

学校または教育委員会が、当該学年児童生徒の全員を参加させて行う夏季等の臨海、林間学校、スキー・スケート教室・社会科見学等の行事に参加するために必要な経費

【添付書類】

修学旅行・キャンプ等参加証明書（7号様式）

【備考】

- ・ 回数制限はありません。
- ・ 遠足代（教育費）、修学旅行代（見学旅行費）は対象外です。

⑮ 入学支度金	定額
---------	----

【対象】

小学校第1学年入学児童、中学校第1学年入学児童、特別支援学校高等部第1学年入学児童

【経費の使途】

新入学に際し必要な学童用品等の経費

<例>

制服	ボタン
Yシャツ	上履き
リボン	ランドセル
校章	名札
帽子	生徒手帳
ベルト	入進学時に購入することが想定されるもの

【添付書類】

不要

【備考】

- ・ 入学した月（4月）のみ支給します。ただし、年度途中の委託に伴い転校をした場合には支給します。児童相談所に御相談ください。

⑯ 特別育成費	実費（上限あり）
---------	----------

【対象】

高等学校（定時制・通信制含む）、高等専門学校（入学時より3年まで）、専修学校（高等課程に限る）及び各種学校に在籍している児童

【経費の使途】

在学中の教育に必要な経費

【添付書類】

- ・ 特別育成費支弁のための証明書（８号の１様式）
- ・ 特別育成費支弁のための証明書（８号の２様式）、在学証明書（１２号様式）（年度初回のみ）、領収書（写）等

【備考】

- ・ 授業料、クラブ費等の学校納付金、教科書代、学用品等の教科学習費が対象です。
- ・ 習い事に係る費用や学習に用いるスマートフォン等の通信端末の購入・利用費用も対象です。

<例>

学校納入金	部活動ユニホーム
制服用半袖シャツ	教科書代金

⑰ 特別育成費 入学支度金	実費（上限あり）
---------------	----------

【対象】

高等学校（定時制・通信制含む）、高等専門学校（入学時より３年まで）、専修学校（高等課程に限る）及び各種学校の第１学年入学児童

【経費の使途】

新入学に際し必要な学童用品等の経費

【添付書類】

特別育成費（入学時特別加算費）支弁のための証明書（８号の３様式）、在学証明書（１２号様式）、領収書（写）等

⑱ 特別育成費 通学交通費	実費
---------------	----

【対象】

高等学校（定時制・通信制含む）、高等専門学校（入学時より３年まで）、専修学校（高等課程に限る）及び各種学校に在籍している児童

【経費の使途】

最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の普通旅客運賃の定期乗車券、回数券の実費、学校の許可を受けた自転車・バイクの購入費、駐輪場賃貸借費用等

【添付書類】

- ・ 通学・職業訓練のための交通機関利用認定書（３号様式）年度の初回のみ
- ・ 特別育成費（交通実費）支弁のための証明書（８号の４様式）、領収書（写）、賃貸借契約書（写）等

【備考】

- ・ 定期乗車券、通学用の自転車、ヘルメット、自転車修理代、自転車保険代金等が対象です。

- ・ 自転車の購入については、要綱で「最も経済的な通常の経路及び方法」とされているため基本的にはシティサイクルの利用を推奨するが、通学経路（例：坂道）や利用する児童の事情（身体虚弱）により電動自転車等の購入が妥当かつ一般的等の正当性がある場合、全額実費支弁します。購入する前に児童相談所に御相談ください。

⑱ 特別育成費 大学等受験費	実費（上限あり）
----------------	----------

【対象】

高等学校（定時制・通信制含む）、高等専門学校（入学時より３年まで）、専修学校（高等課程に限る）及び各種学校に在籍している児童

【経費の使途】

受験料や交通費、宿泊費、願書の取寄せ、出願に要する費用等の大学等の受験に直接要する経費

【添付書類】

- ・ 特別育成費（大学等受験費）支弁のための証明書（８号の５様式）、領収書（写）等

【備考】

- ・ 模擬試験やオープンキャンパス等の大学等の受験のための準備に要する費用については対象となりません。

⑳ 資格取得等特別加算費	定額又は実費（上限あり）
--------------	--------------

【対象】

高等学校（定時制・通信制含む）、高等専門学校（入学時より３年まで）、専修学校（高等課程に限る）及び各種学校に在籍している児童、特別支援学校高等部に在学している児童

【経費の使途】

就職または進学に役立つ資格取得又は講習等の受講をするための経費

【添付書類】

事前に児童相談所にご連絡ください。

【備考】

- ・ 在学中１回のみ支弁します。
- ・ 特別支援学校高等部に在学している児童は定額支給、それ以外の児童については実費（上限あり）支給です。

㉑ 補習費	実費（上限あり）
-------	----------

【対象】

高等学校（定時制・通信制含む）、高等専門学校（入学時より３年まで）、専修学校（高等課程に限る）及び各種学校に在籍している児童

【経費の使途】

学習塾等を利用した場合にかかる経費

【添付書類】

- ・ 学習塾費一覧表（５号様式）
- ・ 学習塾費一覧表（５号の２様式）、領収書（写）等

②② 期末一時扶助費	定額
------------	----

【対象】

里親委託児童

【経費の使途】

委託児童の年末における被服等の購入費

【提出書類】

不要

【備考】

- ・ １２月初日に委託している児童が対象となります。
- ・ １２月のみの支給となります。

②③ 就職支度費	定額
----------	----

【対象】

就職するため委託措置が解除される児童

【経費の使途】

児童の就職に際し必要な寝具類、被服類等の購入費

【添付書類】

採用通知書（写）または就職内定通知書（写）

（特別基準加算の対象となる場合）事前に児童相談所にご相談ください。

【備考】

- ・ 児童が就職するために措置が解除される場合のうち、保護者のいない児童及びこれに準ずる児童については特別基準加算が支給できます。
- ・ 該当児童がいる場合は事前に児童相談所にご相談ください。
- ・ 措置解除される月に支給します。

②④ 大学進学等自立生活支度費	定額
-----------------	----

【対象】

大学等に進学するため委託措置が解除される児童

【経費の使途】

進学に際し必要な学用品・参考図書類購入費、住居費、生活費等

【添付書類】

合格証明書等（写）

（特別基準加算の対象となる場合）事前に児童相談所にご相談ください。

【備考】

- ・ 児童が大学等に進学するために措置が解除される場合のうち、保護者のいない児童及びこれに準ずる児童には特別加算が支給されます。
- ・ 該当児童がいる場合は事前に児童相談所にご相談ください。
- ・ 措置解除される月に支給します。

②⑤ 職業補導費	定額
----------	----

【対象】

義務教育を終了した後、公共職業訓練施設等の職業補導機関に通う児童

【経費の使途】

児童の交通費（もっとも経済的な通常の経路及び方法により通う場合のその旅客運賃の定期乗車券）、児童に係る教科書代等

【添付書類】

通学のための交通機関利用認定書（3号様式）

②⑥ 冷暖房費	定額
---------	----

【対象】

里親委託児童

【経費の使途】

委託児童の冷暖房に必要な経費

【提出書類】

不要

【備考】

- ・ 月の初日時点で委託している場合のみ対象となります。
- ・ 委託している月に毎月支給します。

②⑦ 里親委託児童通院費	定額
--------------	----

【対象】

障害や重篤な虐待による心理的ケアにより定期的な通院が必要であり、通院に際して通院費用が発生する児童

【経費の使途】

通院にかかる交通費

【備考】

該当児童がいる場合は事前に児童相談所へご相談ください。

⑳ 予防接種費	実費
---------	----

【対象】

里親委託児童

【経費の使途】

次の予防接種にかかる費用

ジフテリア	百日せき
麻しん（はしか）	急性灰白髄炎（ポリオ）
風しん	日本脳炎
破傷風	H i b 感染症
結核	小児の肺炎球菌感染症
水痘	ロタウィルス
B型肝炎	破傷風トキソイド
流行性耳下腺炎	RSウイルス感染症
ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん予防）	

【添付書類】

予防接種費支弁のための証明書（9号様式）、領収書（写）等（予防接種の内容が記載されているもの）

【備考】

- ・ インフルエンザ予防注射にかかる経費については、療養費での支払いとなります。

㉑ 防災対策費	実費（上限あり）
---------	----------

【対象】

里親委託児童

【経費の使途】

防災教育、避難訓練の実施及び防災用具の購入にかかる費用

<例> （下記具体例追記しました。）

防災用具（非常用持ち出し品・減災につながる用品）	
食料・飲料水の家庭内備蓄 （乾パン、缶詰、飲料水等の保存食料・飲料）	応急医薬品 （消毒薬、目薬、胃腸薬、救急絆創膏、三角巾等）
衛生物品（携帯トイレ、簡易トイレ等）	携帯ラジオ
防災用照明器具 （懐中電灯、ろうそく（マッチ、ライター））	感染症対策用品 （マスク、消毒薬、体温計等）
火災報知器	消火器
家具等の転倒防止につながる用品	

【添付書類】

- ・ 防災対策費購入予定一覧表（10号の1様式）、防災計画書（11号様式）
- ・ 防災対策費購入実績一覧表（10号の2様式）、領収書等

【備考】

- ・ 防災対策費の請求を予定されている場合は、12月末迄に管轄の児童相談所に相談の上、防災対策費購入予定一覧表（10号の1様式）、防災計画書（11号様式）を提出してください。なお、12月以降に里親委託措置された場合で、請求を予定されている場合は、早めに相談してください。
- ・ 原則として、3月分措置費として支給しますので、年度末に当該年度分の費用をまとめて請求してください。年度途中で措置児童の委託が解除された場合は、解除された月に請求してください。
- ・ 里親委託解除以降に購入したものは、支弁できません。
- ・ 上記、記載例の非常用持出袋の購入、火災報知機の設置等や防災教育施設入館料が対象です。
- ・ ローリングストックとして日常使用している食品・飲料水、建物に付随する蓄電池設置、備蓄倉庫等は支弁できません。
- ・ 領収書等で防災用具か判別がつかない場合、購入品の写真等の添付を求める場合があります。

③⑩ 葬祭費	定額
--------	----

【対象】

里親委託児童

【経費の使途】

委託児童が死亡した場合葬祭のための費用

【備考】

該当児童がいる場合は事前に児童相談所へご相談ください。

③⑪ 視力矯正費	実費
----------	----

【対象】

里親委託児童

【経費の使途】

眼鏡やコンタクトレンズの購入にかかる経費

【添付資料】

- ・ 視力矯正費支弁のための証明書（13号様式）
- ・ 視力検査結果（写）
- ・ 領収書（写）

【備考】

- ・ 医療用眼鏡や医療用コンタクトレンズの購入にかかる経費については、従前通り療養費での支払いとします。
- ・ 該当児童がいる場合は事前に児童相談所へご相談ください。

～ 児童相談所から里親への委託費支給までの流れ ～

- (児童相談所) 毎月末日頃に「里親委託費請求書(別紙様式1)」及び「〇月分委託費内訳(別紙様式2)」を里親へ送付する。



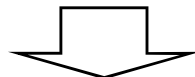
- (里親) ① 「里親委託費請求書(別紙様式1)」を作成する。

児童相談所が作成した「〇月分委託費内訳書(別紙様式2)」を確認し、「里親委託費請求書(別紙様式1)」に、請求額合計、委託児童氏名、生年月日、里親区分、請求年月日、里親住所、里親氏名、振込口座情報を記入し、押印する。(口座情報は年度最初の請求時のみ記載。以降は、振込口座に変更があった場合に口座情報を記載)

- ② 実費請求する経費がある場合、巻末の認定書・証明書をコピーし、書類を整備する。

里親が証明する場合は、領収証書の写しを添付し、書類を作成する。
学校等関係機関が証明する場合は、関係機関に証明を依頼し、書類を整える。

- ③ 「里親委託費請求書(別紙様式1)」及び、必要があれば認定書、証明書、領収証書(写)等を全てそろえて翌月10日までに返送する。



- (児童相談所) ① 返送された「里親委託費請求書(別紙様式1)」に必要事項が全て記入されているかを確認する。

里親区分が措置決定通知書とあっているか確認する。認定書、証明書、領収証書(写)の送付があった場合、内容をよく確認し、必要な添付書類が添付されているかどうか確認後、翌月分の「〇月分委託費内訳書(別紙様式2)」に算入する。

- ② 「里親委託費請求書(別紙様式1)」に基づき、毎月20日頃までに委託費の支払いを行う。

2 療養費

(1) 療養費の概要

- ・療養費とは、医療保険適用外の費用のうち、次の（４）①～③の経費が対象です。
- ・学校管理下でのケガについては、日本スポーツ振興センターの災害共済給付金制度利用してください。

(2) 療養費の請求方法

① 必要書類の提出

- ・療養費の対象となる経費が発生した場合、「施設入所児に係る療養費支給請求書（様式第8号）」、医師が発行する処方箋または診断書または医療従事者が発行する指導証明書、領収書（写）を添付して提出してください。

② 書類提出時期

- ・目安として、費用を負担したら速やかに必要書類を提出してください。
- ・県では会計年度をまたがった支払いはできません。3月末日までに負担した費用については4月10日までに必ず請求書を提出してください。

③ 書類提出先

- ・提出先は、「1 里親委託費（2）里親委託費の請求方法 ③書類提出先」に準じます。

(3) 療養費の支払方法

- ・必要書類の提出後、約1ヶ月以内に、口座振込で支払います。

(4) 療養費の内容・提出書類

① 補聴器等補装具の購入	実費
--------------	----

【対象】

里親委託児童

【経費の使途】

医師その他の専門機関において、その児童がそれらを使用しなければ、現在あるいは将来において児童の福祉に著しい支障があると認められる場合の補聴器等補装具の購入に係る経費

【添付書類】

施設入所児に係る療養費支給請求書（様式第8号）、医師が発行する処方箋、診断書または医療従事者が発行する指導証明書、領収書（写）

【備考】

著しく高額補装具等を購入する場合、購入する前に児童相談所に御相談ください。場合

によっては、負担した費用全額の支弁ができない場合があります。

② 予防接種費	実費
---------	----

【対象】

里親委託児童

【経費の使途】

インフルエンザ等の予防接種に係る費用

【添付書類】

施設入所児に係る療養費支給請求書（様式第8号）、領収書（写）（予防接種の内容が記載されているもの）

【備考】

- 1（5）㉗予防接種費の対象外の予防接種が該当します。

③ 乳児健診代金	実費
----------	----

【対象】

里親委託児童

【経費の使途】

乳児健診に係る費用

【添付書類】

施設入所児に係る療養費支給請求書（様式第8号）、領収書（写）（健診の内容が記載されているもの）等

【備考】

対象となる乳児健診

- ・ 1ヶ月健診
- ・ 3～4ヶ月健診
- ・ 股関節脱臼健診

～ 児童相談所から里親への療養費支給までの流れ ～

(里 親) ① 医師の診断による保険適用外の経費が発生した。

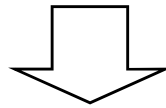
【支給例】

- ・ インフルエンザの予防接種
- ・ 乳児健診代金
- ・ 吸引器の購入
- ・ 補聴器の購入
- ・ 補聴器用電池交換経費
- ・ イヤーモールドの購入
- ・ 下肢装具の購入

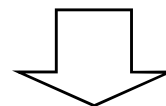
<次の経費は対象になりません。>

- シラミ用の薬・・・一般生活費対応
- 診断書の代金・・・一般生活費対応
- 装具の保険料・・・一般生活費対応
- 身体障害者手帳交付のための診察料・・・一般生活費対応

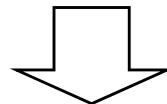
② 「施設入所児に係る療養費請求書(様式第8号)」、医師の診断書または指導証明書、領収証書の写しを揃えて、児童相談所へ送付する。



(児 童 相 談 所) 送付された様式第8号に必要事項が全て記入されているかを確認し、児童福祉課へ報告する。



(児 童 福 祉 課) 送付された様式第8号を確認し、適当と認められた場合、児童相談所へ予算配付する。



(児 童 相 談 所) 様式第8号に基づき、療養費を支出する。

3 里親の一時的な休息のための援助（レスパイト・ケア）経費

（1）レスパイト・ケア経費の概要

レスパイト・ケア経費とは、委託里親が一時的な休息のための援助を必要とし、児童相談所が認めた里親を活用して、当該児童の養育を行う場合、援助里親に対し一定額を支弁するものです。

（2）レスパイト・ケア経費の請求方法

① 必要書類の提出

- ・ 里親の一時的な休息のための援助実施請求書（別記様式第4号）

② 書類提出時期

- ・ 目安として、レスパイト・ケア終了後速やかに必要書類を提出してください。
- ・ 県では会計年度をまたがった支払いはできません。3月末日までに負担した費用については4月10日までに必ず請求書を提出してください。

③ 書類提出先

- ・ 里親を管轄する児童相談所へご提出ください。
- ・ 高崎市の児童を受託している里親は、高崎市児童相談所が里親委託費の担当であるため、高崎市児童相談所へお問い合わせください。

（3）レスパイト・ケアの支払方法

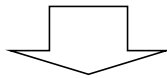
- ・ 必要書類の提出後、約1ヶ月以内に、口座振込で支払います。

～児童相談所から里親へのレスパイト・ケア経費支給までの流れ～

(申請里親) レスパイト・ケアの希望を児童相談所へ連絡する。

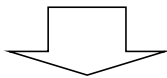
【レスパイト・ケアの主な事由】

- ・ 育児疲れ、慢性疾患児等の看病疲れ
- ・ 育児不安などの身体上または精神上の事由
- ・ 出産、看護、事故、災害、失踪など家庭養育上の事由
- ・ 冠婚葬祭、出張や学校等の公的行事の参加など社会的な事由

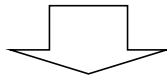


(児童相談所) レスパイト・ケアの実施を決定し、里親に連絡する。

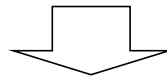
(レスパイト・ケアの受け入れ先の調整・決定)



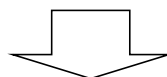
(申請里親) 「里親の一時的な休息のための援助(レスパイト・ケア)申請書(別記様式第1号)」並びに「児童の状況及び留意事項(別紙)」をそろえて、児童相談所へ送付する。



(児童相談所) 「里親の一時的な休息のための援助(レスパイト・ケア)決定通知書(別記様式第2号)」により申請里親・実施里親・知事あてにレスパイト・ケアの決定を通知し、「委託児童観察記録(別記様式第3号)」並びに「里親の一時的な休息のための援助実施請求書(別記様式第4号)」を実施里親に送付し、別記様式第3号並びに第4号の提出を依頼する。



(実施里親) 別記様式第3号並びに別記様式第4号を児童相談所に送付する。



(児童相談所) 別記様式第4号に基づき、実施里親へ費用の支出を行う。

卷末資料

1 委託費

令和7年度児童保護措置費単価表(里親) ※暫定版

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで適用します。

第1 里親への委託費

(単位:円)

委託費の種類	内 容	単 価	
里親手当 (養育里親)	児童の委託に係る手当	1人目	90,000
里親手当 (専門里親)		2人目以降	90,000
障害児委託 里親手当加算		1人目	141,000
		2人目以降	141,000
	身体障害者手帳・療育手帳を有する児童に係る委託手当	月額	10,200 ※

第2 すべての委託児童に係る委託費

(単位:円)

委託費の種類	内 容	単 価		
受託支度金	児童の受託に伴う支度金	委託開始月のみ	実費(上限44,630)	
期末一時扶助費	年末における被服費等の購入費	12月のみ ^(注)	5,950	
葬祭費	児童が死亡した場合の葬祭のために必要な経費	1件につき	161,290	
冷暖房費	児童の冷暖房費 【4級地】 沼田市、上野村、南牧村、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村、片品村、川場村、みな かみ町 【旧3級地】 中之条町のうち旧六合村の区域 【旧2級地】 中之条町のうち旧沢田村の区域 東吾妻町のうち旧岩島村及び旧坂上村の区域	月額 ^(注)	1級地	3,640
			2級地	3,490
			3級地	3,450
			4級地	2,760
			旧3級地	1,350
			旧2級地	1,010
			その他	870
予防接種費	対象:A類疾病(予防接種法)、ロウウイルス、破傷風トキソイド、RSウイルス、流 行性耳下腺炎)		実費	
視力矯正費	日常生活に必要な眼鏡、コンタクトレンズ購入費		実費	
防災対策費	防災教育、避難訓練の実施及び防災用具の購入にかかる経費	年額	実費(上限450,000)	

(注):「国家公務員の寒冷地手当に関する法律」に準拠。その月初日に委託中の児童に支給。

第3 委託児童に係る年齢別の委託費

1 乳児(満1歳に満たない児童) ※月の途中に1歳に達した児童は、その月中は乳児と見なす。

(単位:円)

委託費の種類	内 容	単 価	
一般生活費	児童の食費や日常生活に必要な経常的諸経費	月額	64,120
		日割	2,109

2 幼児(満1歳から小学校就学までの児童) ※幼稚園に入園していない児童

(単位:円)

委託費の種類	内 容	単 価	
一般生活費	児童の食費や日常生活に必要な経常的諸経費	月額	55,530
		日割	1,826

3 幼稚園児

(単位:円)

委託費の種類	内 容	単 価	
一般生活費	児童の食費や日常生活に必要な経常的諸経費	月額	55,530
		日割	1,826
幼稚園費	幼稚園等の就園に必要な入学金、保育料、制服等の経費		実費 ^(注)

(注):幼稚園就園奨励費補助額を控除する

4 小学生

(単位:円)

委託費の種類	内 容	単 価	
一般生活費	児童の食費や日常生活に必要な経常的諸経費	月額	55,530
		日割	1,826
学習指導費加算	副教材の準備や講師による学習指導費	月額	8,290
教育費	児童に係る学用品費	月額	7,210
教材費	教科書に準ずる正規の教材として学校長が指定するものの経費		実費
通学交通費	通学に公共交通機関を利用する必要がある場合の定期乗車券購入費等		実費
学校給食費	学校給食に必要な経費		実費
見学旅行費	最終学年に実施される修学旅行の参加費。最終学年以前に繰上げ実 施される場合も対象。	在学中 1回のみ	22,690
夏季等特別行事費	夏季等特別行事(臨海学校、社会科見学等)参加に伴う交通費等	1行事 につき	3,150
入学支度金	入学に際し必要な学用品等の購入費	入学時	64,300

5 中学生

(単位:円)

委託費の種類	内 容	単 価	
一般生活費	児童の食費や日常生活に必要な経常的諸経費	月額	55,530
		日割	1,826
学習指導費加算	副教材の準備や講師による学習指導費	月額	8,290
教育費	児童に係る学用品費	月額	9,380
教材費	教科書に準ずる正規の教材として学校長が指定するものの経費		実費
通学交通費	通学に公共交通機関を利用する必要がある場合の定期乗車券購入費等		実費
学校給食費	学校給食に必要な経費		実費
見学旅行費	最終学年に実施される修学旅行の参加費。最終学年以前に繰上げ実 施される場合も対象。	在学中 1回のみ	60,910
夏季等特別行事費	夏季等特別行事(臨海学校、社会科見学等)参加に伴う交通費等	1行事 につき	3,150
部活動費	部活動に必要な道具代、遠征費等		実費
入学支度金	入学に際し必要な学用品等の購入費	入学時	81,000
就職支度費	就職による自立に伴い必要な寝具、被服類等の購入費	委託解除 決定後	82,760
(特別基準)	保護者が不在など、経済的援助が見込まれない児童の委託解除後の 住居費及び生活費等	委託解除 決定後	413,340
特別補習費	集団学習に馴染むことが困難である場合に、家庭教師等により個別学 習支援をするための費用		実費(上限25,000)
学習塾費	学習塾に必要な授業料(月謝)、講習会費等		実費

6 特別支援学校高等部児童

(単位:円)

委託費の種類	内 容	単 価	
一般生活費	児童の食費や日常生活に必要な経常的諸経費	月額	55,530
		日割	1,826
教育費	児童に係る学用品費	月額	9,380
教材費	教科書に準ずる正規の教材として学校長が指定するものの経費		実費
通学交通費	通学に公共交通機関を利用する必要がある場合の定期乗車券購入費等		実費
学校給食費	学校給食に必要な経費		実費
見学旅行費	最終学年に実施される修学旅行の参加費。最終学年以前に繰上げ実施される場合も対象。	在学中 1回のみ	111,290
部活動費	部活動に必要な道具代、遠征費等		実費
入学支度費	入学に際し必要な学用品等の購入費	入学時	86,300
		公立高校	40,000 ※
		私立高校	160,000 ※
資格取得等 特別加算費	就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等の受講費	在学中 1回のみ	57,620
職業補導費	義務教育を終了後、公共職業訓練施設等の職業補導機関に通うための交通費及び教科書代等	月額	5,030
就職支度費	就職による自立に伴い必要な寝具、被服類等の購入費	委託解除 決定後	82,760
(特別基準)	保護者が不在など、経済的援助が見込まれない児童の委託解除後の住居費及び生活費等	委託解除 決定後	413,340
大学進学等 自立生活支度費	大学進学等による自立に伴い必要な寝具、被服類等の購入費	委託解除 決定後	82,760
(特別基準)	保護者が不在など、経済的援助が見込まれない児童の委託解除後の住居費及び生活費等	委託解除 決定後	413,340
就職・大学進学等 自立支度金加算	就職及び大学進学等による自立に伴い必要な寝具、被服類等の購入費	委託解除 決定後	20,000 ※

7 高校生

(単位:円)

委託費の種類	内 容	単 価	
一般生活費	児童の食費や日常生活に必要な経常的諸経費	月額	55,530
		日割	1,826
特別育成費	授業料、クラブ費、教科書代、学用品費、通学費など	月額	公立 実費(上限28,330) 私立 実費(上限39,540)
	通学のための交通費		実費
見学旅行費	最終学年に実施される修学旅行の参加費。最終学年以前に繰上げ実施される場合も対象。	在学中 1回のみ	111,290
入学支度費	入学に際し必要な学用品等の購入費	入学時	実費(上限86,300)
		公立高校	40,000 ※
		私立高校	160,000 ※
資格取得等 特別加算費	就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等の受講費	在学中 1回のみ	実費(上限57,620)
職業補導費	義務教育を終了後、公共職業訓練施設等の職業補導機関に通うための交通費及び教科書代等	月額	5,030
就職支度費	就職による自立に伴い必要な寝具、被服類等の購入費	委託解除 決定後	82,760
(特別基準)	保護者が不在など、経済的援助が見込まれない児童の委託解除後の住居費及び生活費等	委託解除 決定後	413,340
大学進学等 自立生活支度費	大学進学等による自立に伴い必要な寝具、被服類等の購入費	委託解除 決定後	82,760
(特別基準)	保護者が不在など、経済的援助が見込まれない児童の委託解除後の住居費及び生活費等	委託解除 決定後	413,340
就職・大学進学等 自立支度金加算	就職及び大学進学等による自立に伴い必要な寝具、被服類等の購入費	委託解除 決定後	20,000 ※
補習費	学習塾等を利用した場合の経費	1,2年生	実費(上限20,000)
		3年生	実費(上限25,000)
特別補習費	集団学習に馴染むことが困難である場合に、家庭教師等により個別学習支援をするための費用		実費(上限25,000)
大学等受験費	大学等受験にかかる経費		実費(上限158,000)

8 高校卒業後、措置延長により里親委託を継続している児童

(単位:円)

委託費の種類	内 容	単 価	
一般生活費	児童の食費や日常生活に必要な経常的諸経費	月額	55,530
		日割	1,826
職業補導費	義務教育を終了後、公共職業訓練施設等の職業補導機関に通うための交通費及び教科書代等	月額	5,030
就職支度費	就職による自立に伴い必要な寝具、被服類等の購入費	委託解除 決定後	82,760
(特別基準)	保護者が不在など、経済的援助が見込まれない児童の委託解除後の住居費及び生活費等	委託解除 決定後	413,340
大学進学等 自立生活支度費	大学進学等による自立に伴い必要な寝具、被服類等の購入費	委託解除 決定後	82,760
(特別基準)	保護者が不在など、経済的援助が見込まれない児童の委託解除後の住居費及び生活費等	委託解除 決定後	413,340
就職・大学進学等 自立支度金加算	就職及び大学進学等による自立に伴い必要な寝具、被服類等の購入費	委託解除 決定後	20,000 ※

○里親の一時的休息のための援助(レスパイト・ケア)の単価

別に定める基準による延児童数(2歳未満児)×8,640円+別に定める基準による延児童数(2歳以上児×5,600円)
年間の日数に上限を設けることがあります。

○欄外の「※」は、県単独加算分

里 親 委 託 費 請 求 書

請求額								円也
-----	--	--	--	--	--	--	--	----

年 月分委託児童 名に対する委託費を請求いたします。

委託児童氏名	生年月日	里親区分
	年 月 日	養育・専門・親族・養子縁組
	年 月 日	養育・専門・親族・養子縁組
	年 月 日	養育・専門・親族・養子縁組
	年 月 日	養育・専門・親族・養子縁組
	年 月 日	養育・専門・親族・養子縁組
	年 月 日	養育・専門・親族・養子縁組

※里親区分欄は、該当する区分に○をつけてください。

児童相談所長 様

年 月 日

里親住所

里親氏名

印

振込金融機関名	銀行	本支店
預金種別		
口座番号		
口座名義		
口座名義カナ		

※次月からは上記口座に振込をいたします。口座を変更される場合は、必ず担当児童相談所へご連絡をお願いいたします。

幼稚園等在園及び費用納入証明書

(年 月分)

児 童 名 : _____

	金 額	備 考
授業料(保育料)	円	
修学旅行費	円	
学 級 費	円	
P T A 会 費	円	
教科書代	円	
学用品費	円	
通学費	円	
制服代	円	
給食費	円	
費用計	円	
就園奨励費	円	
収入計	円	
差 引	円	

上記児童は本園に在籍していること及び上記の金額を納めたことを証明する。

年 月 日

幼稚園等名

幼稚園長等名

印

_____ 児童相談所長 様

※この様式は入学金、保育料等を支出した場合に作成すること。

※就園奨励費は、その還付があった月にまとめて記載すること。

幼稚園等在園及び費用納入証明書

(年 月分)

児 童 名 : _____

	金 額	備 考
授業料(保育料)	円	
修学旅行費	円	
学 級 費	円	
P T A 会 費	円	
教科書代	円	
学用品費	円	
通 学 費	円	
制 服 代	円	
給 食 費	円	
費 用 計	円	
就園奨励費	円	
収 入 計	円	
差 引	円	

上記児童は本園に在籍していること及び上記の金額を納めたことを証明する。

年 月 日

市 町 村 名

証 明 者 名

印

_____ 児童相談所長 様

※この様式は入学金、保育料等を支出した場合に作成すること。

※就園奨励費は、その還付があった月にまとめて記載すること。

幼稚園等制服等購入一覧表

児 童 名 : _____

購 入 品	金 額	備 考
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

上記の幼稚園等就園に係る品物を購入しました。

年 月 日

里 親 名

印

_____ 児童相談所長 様

※この様式は制服等を幼稚園等を経由せずに購入した場合に、里親自身で作成してください。

※購入品に係る領収書を必ず添付してください。

教材代支弁のための証明書			小 中 特支	学年
教材名	教科名	購入価格	当該児童名	
計		(A)	(B)	名
購入価格総額 (A) × (B)			円	
上記は本校における正規の教材として、所轄の教育委員会の承認又は届出を終了しているものであり、かつ、当該学年全児童が用いるものであることを証明する。 年 月 日 学校名 _____ 学校長名 _____ 印 児童相談所長 様				

※「教科名」には、購入した教材を使用する教科をご記載ください。

通 学

職業訓練のための交通機関利用認定書

児童名 _____ 里親名 _____

上記の児童は _____ へ（通学・通所）するため、次の理由により交通機関を利用することを適当と認定する。

交通機関名 _____

1ヶ月当たり交通費 _____ 円

（原則として定期料金の1ヶ月相当額とする。）

理 由 （地理的条件、身体的条件等について具体的に。）

_____ 年 _____ 月 _____ 日

学校名

学校長又は職業補導所長名

印

_____ 児童相談所長 様

- （注） 1 職業訓練とは、義務教育を終了した後公共職業訓練所等の職業補導機関に通うことをいう。
- 2 年度間を通じて同一理由による場合は、4月分措置費支弁の際の認定書をもって、その年度間、その効力を有するものとして取り扱って差し支えないこと。
- 3 里親委託児童に係る認定は、児童相談所長の認定をもって差し支えないこと。

部 活 動 費 納 入 証 明 書

(年 月 分)

児 童 名 : _____ 部 活 動 名 : _____

学 年 : _____

	金 額	備 考
部 活 動 費	円	
道 具 代	円	
遠 征 費	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
合 計	円	

上記の者は、本部活動に参加していること及び上記の費用を納入したことを証明する。

年 月 日

学 校 名

学校長又は
顧問教諭名

印

_____ 児童相談所長 様

道 具 類 購 入 一 覧 表

児 童 名 : _____ 部 活 動 名 : _____

学 年 : _____

購 入 品	金 額	備 考
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

上記の部活動に使用する道具類を購入しました。

年 月 日

里 親 名

印

_____ 児童相談所長 様

※購入品に係る領収書を必ず添付してください。

学 習 塾 費 納 入 証 明 書

(年 月分)

児 童 名 : _____ 学 年 : _____

	金額	備考
入 会 金	円	
授 業 料（月 謝）	円	
講 習 会 費	円	
教 材 費	円	
模 擬 テ ス ト 代	円	
交 通 費	円	
	円	
	円	
	円	
合 計	円	

上記の者は、本塾に在籍していること及び上記の費用を納入したことを証明する。

年 月 日

學習塾名

學習塾長名

印

児童相談所長 様

※学習塾費対象児童(中学生)と補習費対象児童(高校生等)は別葉とすること。

学 習 塾 費 一 覧 表

(年 月 分)

児 童 名 : _____ 学 年 : _____

	金額	備考
入 会 金	円	
授 業 料 (月 謝)	円	
講 習 会 費	円	
教 材 費	円	
模 擬 テ ス ト 代	円	
交 通 費	円	
	円	
	円	
	円	
合 計	円	

上記の費目について、支出しました。

年 月 日

里 親 名

印

_____ 児童相談所長 様

この様式は、領収書等で支出額及びその内容が確認できる資料がある場合に、里親自身で作成してください。なお、必ず領収書等の支払ったことがわかる書類を添付してください。

この様式を提出される場合は、5号様式の証明書を学習塾からもらう必要はありません。

交通費は学習塾に通うために交通機関を利用した場合が対象となります。(送迎のために車を利用した場合のガソリン代等は対象となりません。)

学習塾費対象児童(中学生)と補習費対象児童(高校生等)は別葉とすること。

個別学習支援利用証明書

(年 月 分)

児 童 名	年 齢	費 目	金 額	備 考
計				

上記の者は、個別学習支援を利用していること、及び以上の費目の金額のとおり納入したことを証明する。

年 月 日

法 人 等 名

又は

講 師 名

印

_____ 児童相談所長 様

※この様式は、家庭教師等個別学習支援の利用した場合に作成すること。

※対象となる経費は授業料等であり、支出した費目を記載し、併せてその金額を記載すること。

在学及び学校給食費に係る証明書

児 童 名 _____

学 校 名 _____

学 年 組 _____ 第 _____ 学年 _____ 組 _____

里 親 名 _____

住 所 _____

学 校 給 食 費 の 状 況						
月 額	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
金 額						
月 額	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月
金 額						
備 考						

上記児童は本校に在学していること、及び _____ 年度において学校給食費を上記のとおり徴収することを証明いたします。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

学校名

学校長名_____
印

_____ 児童相談所長 様

修学旅行・キャンプ等参加証明書

児 童 名 _____
学 校 名 _____
学 年 組 _____ 第 _____ 学年 _____ 組 _____
里 親 名 _____
住 所 _____

上記児童は、本校で実施した修学旅行・キャンプ等に参加したことを証明いたします。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

学校名

学校長名

_____ 印

_____ 児童相談所長 様

(摘 要)

修学旅行・キャンプ等目的地

実 施 年 月 日

(注) 1 対象となる修学旅行とは、学校の教育課程において実施される見学旅行のことをいう。

なお、在学中の学校の判断により最終学年以外の学年で実施された場合についても同様とみなす。(原則として在学中1回)

2 キャンプ等とは、義務教育諸学校において、その学校又は教育委員会が教育の一環として全校生徒又は当該学年の生徒全員を参加させて行う夏季における林間・臨海学校等、冬季におけるスキー・スケート教室等の行事を示す。なお、遠足は除く。

特別育成費支弁のための証明書

高校 学年

教 材 名	購 入 価 格	当 該 児 童 名
計	(A)	(B) 名
購入価格総額 (A) × (B)		円

上記は、本校においてその児童の高等学校在学中における教育に必要な授業料、クラブ費等の学校納付金、教科書代、学用品費等の教科学習費等であることを証明する。

年 月 日

学 校 名

学 校 長 名

印

____ 児童相談所長 様

特別育成費支弁のための証明書

高校 学年

教 材 名	購 入 価 格	当 該 児 童 名
計	(A)	(B) 名
購入価格総額 (A) × (B)		円
上記は、該当児童が在籍する高等学校においてその児童の高等学校在学中における教育に必要な授業料、クラブ費等の学校納付金、教科書代、学用品費等の教科学習費等であることを証明する。 年 月 日 里 親 名 _____ 児童相談所長 様		
		印

※この様式は、学校を経由せずに教材を購入した時のみ作成すること。

※購入した教材およびその金額がわかる書類(領収書等)を添付すること。

特別育成費(入学時特別加算費)支弁のための証明書

高校

学年

教 材 名	購 入 価 格	当 該 児 童 名
計	(A)	(B) 名
購入価格総額 (A) × (B)		円

上記は、該当児童が在籍する高等学校において「その児童の高等学校入学に際し必要な学用品」であることを証明する。

年 月 日

里 親 名

印

_____ 児童相談所長 様

※この様式は、学校を経由せずに教材を購入した時のみ作成すること。

※購入した教材およびその金額がわかる書類(領収書等)を添付すること。

特別育成費(交通実費)支弁のための証明書

高校 学年

教 材 名	購 入 価 格	当 該 児 童 名
計	(A)	(B) 名
購入価格総額 (A) × (B)		円

上記は、該当児童が在籍する高等学校において、最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合のその普通旅客運賃の定期乗車券(定期乗車券のない場合にあっては、これに準ずるもの。)の実費を合算した額であることを証明する。

年 月 日

里 親 名

印

_____ 児童相談所長 様

※この様式は、学校を経由せずに交通実費を支弁した時のみ作成すること。

※購入した定期乗車券やこれに準ずるものおよびその金額がわかる書類(領収書等)を添付すること。

特別育成費(大学等受験費)支弁のための証明書

高校

学年

児 童 名	経 費 の 内 容 (大 学 名 等)	金 額
総額		円

上記は、大学等受験にかかる経費の実費を合算した額であり、独立行政法人日本学生支援機構の受験料等支援を受けている場合には、その額を控除したものであることを証明する。

年 月 日

里 親 名

印

_____ 児童相談所長 様

※大学等を受験することがわかる書類及び受験料等の費用の金額がわかる書類を添付すること。

予防接種費支弁のための証明書

病院名	ワクチン名(対象疾病名)	値段	当該児童名
計		(A)	円 (B) 名
総額 (A) × (B)		円	

上記は、該当児童が予防接種を受けたことを証明する。

年 月 日

里 親 名

印

_____ 児童相談所長 様

※接種したワクチンおよびその金額がわかる書類(領収書等)を添付すること。

※予防接種費として支弁できる予防接種は以下のものをいう。

(1)予防接種法(昭和23年法律第68号)に規定するA類疾病を予防するための予防接種

(ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎(ポリオ)、麻しん(はしか)、風しん、日本脳炎、破傷風、結核、Hib感染症、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症(子宮頸がん予防)、水痘、B型肝炎)

(2)ロタウィルス

(3)破傷風トキソイド

(4)RSウイルス感染症

(5)流行性耳下腺炎

防 災 対 策 費 購 入 予 定 一 覧 表

児 童 名 : _____

購 入 品	金 額	備 考
①	円	
②	円	
③	円	
④	円	
⑤	円	
⑥	円	
⑦	円	
⑧	円	
⑨	円	
	円	

上記の防災対策費用の購入を予定しています。

年 月 日

里 親 名

印

_____ 児童相談所長 様

※12月末までに管轄の児童相談所に提出してください。提出を受けて支弁の可否を連絡します。
※防災対策と認められない場合は支弁できません。

防 災 対 策 費 購 入 実 績 一 覧 表

児 童 名 : _____

購 入 品	金 額	備 考
①	円	
②	円	
③	円	
④	円	
⑤	円	
⑥	円	
⑦	円	
⑧	円	
⑨	円	
	円	

上記の防災対策費用を支出しました。

年 月 日

里 親 名

印

_____ 児童相談所長 様

※購入品に係る領収書(写し)を必ず添付してください。

※12月末迄に、10号の1様式(防災対策費購入予定一覧表)・11号様式(防災計画書)を児童相談所あて提出していない場合は、支弁できません。

防 災 計 画 書

児 童 名 : _____

児 童 名 : _____

(1)災害時の避難について

避難 先	大雨災害時	名称	住所
	地震災害時	名称	住所
移動方法			

(2)防災対策費で申請する物品等の防災時の使用方法について

※ 購入した物品等それぞれ使用用途が分かるよう記載してください。また、同等品・低価格の物品がある場合、その物品を購入した理由も合わせて記入してください。

※ 防災対策以外の使用用途は認められません。

※ 記載例:①防災リュックは、自宅倒壊時に避難所に避難する際に必要な防災用品(携帯トイレ・ヘルメット)や最低限の水・食料等を持ち運ぶために使用する。

(3)里親委託費:防災対策費で今まで購入し、里親家庭で備えている物品

物品名	購入個数	購入年月日	活用実績

上記のとおり、報告します。

年 月 日

里 親 名

印

_____ 児童相談所長 様

※防災対策費購入予定一覧表を必ず添付してください。

在 学 証 明 書

生徒名：

学校名：

里親名：

住 所：

上記生徒は本校に在学していることを証明します。

年 月 日

学校名

学校長

印

_____児童相談所長 様

視力矯正費支弁のための証明書

(令和 年 月分)

児 童 名	年 齢	費 目	金 額	備 考
計				

上記の者は、日常生活を営む上で視力矯正を必要としていること、及び以上の費目の金額のとおり納入したことを証明する。

令和 年 月 日

里 親 名

印

_____ 児童相談所長 様

※この様式は、眼鏡及びコンタクトレンズの購入のために支出した場合に作成すること。

※対象となる経費は眼鏡の購入代、レンズ及びフレームの交換代、コンタクトレンズの購入代及び消耗品類の購入代であり、支出した費目を記載し、併せてその金額を記載すること。

委託費 Q & A

(1) 転校したため、学用品を新たに準備した。

転校時には、入学支度金の支弁が可能です。

(2) 里親委託費はどのように確定申告するか。

里親委託手当は雑所得に該当。必要経費は控除対象になるので、証拠書類として領収書等を保管してください。詳細は、申告する税務署に確認してください。

(3) 児童が利用するパソコン購入に補助してもらえるか。

現在のところ、該当する補助金はありません。

令和6年度より開始された高校生のBYOD教育ですが、もともと各高校に配備されていたパソコンを、リース残余期間はパソコンが買えない生徒用に無償貸与されます。

また、住民税非課税世帯に対するパソコン購入費の補助を、県教育委員会が実施しております。

(4) アパート代金は支弁してもらえるか。

一般生活費の中で対応してください。

(5) 高校生が就職説明会の旅費は支弁してもらえるか。

学校行事として出席する場合、特別育成費に該当しますが、個人として出席する場合は該当になりません。

(6) 特別育成費（大学等受験支援）の対象経費である「大学等の受験にかかる経費」の範囲はどのようなものが含まれるのか。

受験料や交通費、宿泊費、願書の取寄せ、出願に要する費用等の大学等の受験に直接要する経費が対象となります。

このため、模擬試験やオープンキャンパス等の大学等の受験のための準備に要する費用については対象となりません。

(7) 中学生が部活動で自転車が必要な場合、部活動費で支弁してもらえるか。

部活動費で支弁可能です。

(8) 通学定期代金は3ヶ月や6ヶ月で購入してよいのか。

1ヶ月定期券以外購入してはいけないということはありませんが、3ヶ月定期購入後に里親委託が解除になった場合、返金手続きが生じるので、生活が落ち着くまで、長期間の定期券購入は見合わせることをお勧めします。

(9) 通学定期券の有効期間が年度をまたぐ場合、いつ委託費を請求するのか。

前年度に購入しているのであれば、前年度請求していただいて結構です。

(10) 福祉就労児童に就職支度金は支弁してもらえるか。

福祉就労でも就職支度費が出る場合は、以下を両方とも満たす必要があります。

① 仕事内容が「訓練」ではなく「就労」と見なせること

※ほとんど事業所に近いものでないと難しいです。

②他の制度や就職先等による支援を受けていないこと

就職支度費は就職して最初の1ヶ月にかかる必要なものについて支弁するもの（被服類、寝具、生活用品など）のため他の制度や就職先等によってそれらが準備され、児童本人に負担が発生していないのであれば、就職支度費は必要ないと判断されます。

このため、一律に「福祉就労の場合、絶対に就職支度費はできません」とはなりません。就職支度費が出る場合というのは、「就労支援A型であり、生活保護を受けておらず、仕事内容は就労と認められる」というようなかなり限定された方になると想定されます。

(11)幼稚園費の延長保育料は支弁してもらえるか。

延長保育料は1号認定の通常の教育時間の枠外であれば対象外です。

(12)高校の入学支度金はどんな経費が対象なのか。

高校入学に際し、揃えなくてはならないものは広く対象として扱います。

(13)保育園の副食費について

市町村の保育園を管轄している部署にお問い合わせください。

前橋市と伊勢崎市は副食費が免除になります。主食費は里親負担になります。

(14)特別育成費の対象範囲となる学校は何か。

学校教育法による高等学校（定時制及び通信制の課程を含む）、高等専門学校（但し、入学時より3年を経過するまでとする）、専修学校（但し、高等課程に限る）及び各種学校を対象範囲とします。

(15)特別育成費が上限付きの実費となったが、上限額は月毎で区切るのか。

必要に応じて数月分を支弁する等実情に応じた運用が可能です。

上限月額の間総額を限度して、所要経費を支弁できます。

(16)実費支弁になり、領収書が必要となりますが、部活動費など領収書がない場合もあるがどのようにすればよいか。

必ずしも領収書である必要はなく、客観的に支出の証拠となるものを提出してください。具体的な書類については、児童相談所に御相談ください。

(17)特別育成費の対象経費に含まれるものは何か。

文部科学省の「こどもの学習費調査」における学校教育費の対象に準ずるものと考えています。

(18)特別育成費の通学のための交通費の対象となる交通手段は何か。

鉄道、バス等の公共交通機関の他、学校の許可を受けた自転車及びバイク。

タクシー等、一般家庭において想定されないものは対象外です。

(19)資格取得等特別加算費（特別育成費）が上限付きの実費となったが、少額の講習等を複数受講した場合、合算して支弁することはできるか。

自立支援や就職支援を目的とするものであれば、合算して支弁することが可能です。この場合であっても、1人当たりの上限額は児童保護措置費単価表に定められた額とします。また、請求自体は1回に限ります。

(20)無償化に伴い、幼稚園費の取扱いはどのようになるのか。

就園に必要な経費の額から、施設等利用給付費等の額を控除した額を支弁します。

(21)特別育成費保護単価には月額上限が設定されており、当該年度内においてこの月額に上限単価に12ヶ月を掛けた額以内であれば特定の月に月額上限単価を超えて支弁してもよいことになっている。もしも児童が高校を途中で退学してしまった場合、その児童が退学した日が属する月までの月額上限単価の総額を超えて支弁された委託費は返還する必要があるか。

支払いが発生したタイミングでは退学を予期できない場合があるため、必ずしも総額を超えた分について、戻す必要はありません。

(22) 通学時の靴は特別育成費で請求できるか。

文部科学省の「こどもの学習費調査」における学校教育費の中に通学用品（靴・靴）が含まれているため、通学時の靴も特別育成費の学用品として支弁できます。ただし、制服と同様に靴が指定されている場合、これは制服と見なし入学時特別加算費での購入となります。

(23)普段は自転車通学であるが、雨の日だけ電車を利用する場合、電車の回数券は特別育成費の交通費として請求できるか。

以下のとおり、請求していただければ支弁できます。

8号の4様式に雨天の場合の通学方法とその費用を記載してください。

(例：高崎駅～前橋駅（JR上越製・両毛線）片道200円 往復400円）

回数券は、里親が管理し、通学用途に限定して利用してください。

(24) 特別育成費の交通費に自転車購入費が含まれるが、電動自転車やマウンテンバイク等の高額自転車は対象になるか。

要綱では「最も経済的な通常の経路及び方法」とされているため基本的にはシティサイクルの利用を推奨するが、通学経路（例：坂道）や利用する児童の事情（身体虚弱）により電動自転車等の購入が妥当かつ一般的等の正当性がある場合、全額実費支弁します。

(25)自転車通学をする児童が加入する自転車保険は特別育成費の交通費として支弁できるか。

支弁可能です。

(26)特別育成費（大学等受験支援）について、（独）日本学生支援機構が同様の受験料等支援を行っているが、特別育成費（大学等受験支援）を優先して活用する必要があるか。

特別育成費（大学等受験支援）と（独）日本学生支援機構の受験料等支援については優先関係はなく、同一年度に両方の支援を活用することも可能です。

特別育成費（大学等受験支援）と（独）日本学生支援機構の受験料等支援については「大学等を受験するに当たって必要となる経費の実費から、日本学生支援機構の支援額（20万円）を控除した金額」を基に支弁額を設定することになります。

(27)「通信教育」は教育費における学習塾費や特別育成費における補習費として支弁できるか。

昨今の学習塾におけるオンライン授業の普及状況等を踏まえ、通信教育（オンラインによる学習塾、タブレット端末による通信講座、その他紙媒体による通信講座など）は、教育費（学習塾費）及び特別育成費（補習費）にて支弁が可能です。

(28)放課後等児童クラブ利用料について

里親委託費からの支弁はありません。

(29)児童が検査入院等で入院する場合のリネン代や里親の付き添い入院費について
里親委託費からの支弁はありません。

(30)高等学校等に再入学（編入学）する際の費用を里親委託費から支弁してよいか。

高等学校等に入学する際の費用については、特別育成費等で支弁（特別支援学校の高等部の場合は教育費にて支弁）しているところですが、同一児童に対して1回限りといった制限は無いため、再入学（編入学）に際して、新たに制服等を用意する必要がある場合は、その費用についても特別育成費（入学時特別加算費）等から支弁して差し支えありません。

(31)就職支度金及び大学進学等自立生活支度金などは「措置解除」を条件としているため、措置延長しながら就職する者や、大学へ進学した者は支給対象外となるのか。

「就職支度費」及び「大学進学等自立生活支度費」は、対象となるこどもの就職・大学等への進学に際し措置解除後に必要となる当面の生活費等を支弁するものであり、措置が解除された際に支給することとされています。

これらは、就職や大学等進学した時期と措置解除するまでに期間が空いている（※）場合でも支給の対象となるため、措置延長しながら就職する方や、大学等へ進学した方についても、措置解除された際には支払うことが可能である。

※例えば18歳で就職し、措置延長となり、就業中の状態で20歳で措置解除された場合など

(32)幼稚園の園活動として、外部のスイミングスクールを利用した際のスイミング代は、幼稚園費で支弁できるか。

幼稚園の活動として外部のスイミングスクールを利用するのであれば、幼稚園費の対象として支弁が可能です。

(33)希望制の勉強合宿（一泊）に参加する生徒の合宿費については、特別育成費として請求できるか。

学校で企画・実施しているものであれば、上限の範囲内で特別育成費で支弁が可能です。

なお、食費については、本来一般生活費でまかなうものになりますので、食費は特別育成費対象外です。児童の勉強合宿に参加に係わる費用（交通費等）については対象になります。